

国際医療福祉大学塩谷病院 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 学校法人国際医療福祉大学が開設する国際医療福祉大学塩谷病院（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の理学療法士等は、高齢者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 主たる事業所

- ① 名称： 国際医療福祉大学塩谷病院
- ② 所在地： 栃木県矢板市富田77番地
しおや総合在宅ケアセンター内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとし、介護予防を兼務する。

(1) 管理者 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

(2) 医師 1名

医師は、指定訪問リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定訪問リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(4) 事務職員 必要相当数

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。但し、12月31日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の居宅を訪問し、基本動作能力又は応用動作能力、社会適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費

①矢板市：無料

②さくら市・塩谷町・高根沢町：往復330円

③上記以外の地域：往復550円

3. キャンセル料：予定していたサービス料の1割

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は矢板市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業の提供を行なっているときに、利用者の病状に急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医

に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2.事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的実施するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2.事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人国際医療福祉大学と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。